

# 群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会規程

	平成 16. 4. 1	制定
改正	平成 19. 1. 9	
	平成 20. 3. 11	
	平成 22. 4. 1	平成 24. 4. 10
	平成 25. 4. 1	平成 26. 4. 1
	平成 26. 12. 9	平成 28. 4. 12
	平成 29. 5. 9	平成 30. 4. 1

## (設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、本院における医療業務の安全を管理し、医療事故の防止を図ることを目的とする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療業務の安全管理指針に関すること。
- (2) 医療事故等の報告体制に関すること。
- (3) 医療事故等の検証及び業務の改善策に関すること。
- (4) 安全管理対策の啓発と施設設備の改善に関すること。
- (5) 医療業務従事者に対する研修・講習に関すること。
- (6) その他医療業務の安全管理に関する必要な事項

## (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長(医療安全担当)
- (3) 病院長が指名する病院長補佐
- (4) 医療の質・安全管理部長
- (5) 医療機器安全管理責任者
- (6) 医薬品安全管理責任者
- (7) 臨床倫理委員会専門委員会委員長
- (8) 死亡症例検証委員会委員長
- (9) 手術部長
- (10) 手術部副部長
- (11) 集中治療部長
- (12) 集中治療部副部長
- (13) 病理部長
- (14) 感染制御部長
- (15) システム統合センター長
- (16) 臨床試験部長
- (17) 診療情報管理部長
- (18) 保険診療管理センター長
- (19) 薬剤部長
- (20) 看護部長
- (21) 先端医療開発センター長
- (22) 事務部長
- (23) ゼネラルリスクマネージャー
- (24) その他病院長が必要と認める者 若干人

## (任期)

第5条 前条第3号及び第23号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会議)

第7条 委員会は、原則として毎月1回会議を開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。  
(委員以外の者の出席)
- 第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。  
(専門委員会)
- 第9条 委員会に、安全管理対策に関する具体的な事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。  
(事務)
- 第10条 委員会の事務は、医事課において処理する。  
(規程の改廃)
- 第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成29年5月9日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。